

半休・時間給のルール 簡単まとめ表



半日年休と時間単位年休

有給休暇は1日単位での取得が原則ですが、半日または時間単位での取得も可能です。半日単位の有給休暇は労働者が希望した場合に、使用者の同意があれば取得できます。ただし、半日単位での有給休暇取得を認めることで、1日単位での取得がしづらくなるような運用をしてはなりません。

一方、**時間単位の有給休暇は年5日を限度**としており、**導入にあたっては就業規則への規定と労使協定の締結が必要**です。

	就業規則の規定	労使協定の締結
半日年休	必要	不要
時間単位年休	必要	必要

有給休暇の付与日数

通常、有給休暇の付与条件を満たすと、雇入れ日から6か月が経過した日に10日分の有給休暇が付与されます。

その後も、最初に有給休暇が付与された日からの1年間、全労働日の出勤率が8割以上であれば11日の有給休暇が付与され、以降の付与日数は右図（上）のとおりです。

一方、パートタイム労働者については所定労働日数に応じて比例的に有給休暇が付与されます（右図（下））。

有給休暇には時効が定められており、発生日から2年で消滅します（労働基準法第115条）。使いきれなかった有給休暇は翌年に繰り越されますが、繰り越し分と新規付与分のどちらを先に消化すべきかは、労働基準法には明確に定められていません。一般的には繰り越し分の有給休暇から消化するケースが多いでしょう。

そのため、新たに付与した有給休暇から消化させる場合には、トラブル防止の観点から就業規則にその旨を明記し周知することが大切です。

通常の労働者の付与日数

勤続勤務年数（年）	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	10	11	12	14	16	18	20

週の所定労働日数が4日以下かつ 週の所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数※	勤続勤務年数（年）						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	4日	169～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48～72日	1	2	2	2	3	3	3

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

参考 | 厚生労働省「[年次有給休暇の付与日数は法律で決まっています](#)」, p1, (参照日2024.12.8) / 厚生労働省「[FAQよくある質問—労働基準行政全般に関するQ&A](#)」, (参照日2024.12.8)

もっと詳しく知りたい方へ

こちらの資料で
お伝えしています

／ クリックでページに移動できます ／

無料 資料をダウンロードする >

